

監査報告書

令和 4 年 5 月 30 日

学校法人 弘徳学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 弘徳学園
監事 川内 保幸 ㊟
監事 作花 良祐 ㊟

私たち学校法人弘徳学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、学校法人弘徳学園の監事監査規定に従い、令和 3 年度（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）における計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書）について会計監査を行い、業務は法令・寄付行為等に準拠して適正に執行されているかどうかを検証いたしました。

1. 監査の方法

監査にあたり、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 学校法人弘徳学園の業務に関しては、次の(2)を除き、法令及び寄付行為に違反する重大な事実はなく、また、財産の状況については適正なものと認められます。
- (2) 令和 3 年度において、不適正支出の可能性のある事案について、これに対する第三者委員会（外部委員で構成）が設置され、調査中である。